

刑事実務

第1 設問1

1 小問(1)

(1) V方応接テーブル上にAの指紋が付着している。よって、AがV方に行き、同テーブルに触れたことが推認できる。

そして、事件当日にVの子であるBが、午後1時45分頃、同テーブル上を掃除している。したがって、Aの指紋が付いたとすれば、午後1時45分頃ということになるから、Aがかかる時刻以降にV方を訪れたことが推認できる。

(2) また、Aは、Vから勤務先であったクリーニング店を解雇されており、その後、V方を訪れてVを突飛ばしたりもしている。

また、事件当日の午後6時ころ、W1は、V方から男性のどなり声を聞いており、上記と考え合わせるとこれがAの声であると推認できる。

(3) 以上から、AがVを殺したと推認できるが、その推認力は弱い。

2 小問(2)

(1) Aの友人であるCは、事件当日の夜、Aと電話で会話をしたが、その際Aは、「人をナイフで刺し」た旨発言した。

そして、CとAが会話をしたのは、証拠⑧により明らかである。

よって、Aが「人」をナイフで刺したことを推認できる。

(2) Aが上記通話で明かした場所からナイフが発見されたため、ナイフはAのものであるといえる。そして、そのナイフからVのDNA型と一致する血痕が採取されており、また、ナイフはVの死因と一致する。よって、Aが刺したのがVであると推認できる。

(3) 以上から、AがVをナイフで刺し、そのナイフを捨てたことが強く推認される。

第2 設問2

1小問(1)

(1) Aの弁護人は、W1の供述録取書(⑥)の類型証拠開示請求をすべきである(刑事訴訟法(以下、法名省略)316条の15第1項)。

(2) ⑥は、316条の15第1項6号の類型に当たる(同条3項イ)。

また、証言者が2名となるため、⑮との整合性を確認することは、⑮の証明力判断のために重要であり、かつ、被告人の防御準備のためにも必要である(同条3項ロ)。

よって、Aの弁護人はかかる点について明らかにすべきである。

2小問(2)

開示が認められるためには、開示により生ずる「弊害」についても考慮し、開示が「相当」である必要がある。

そして、⑥は、V方の隣家にいたものの供述であり⑮よりも供述内容が詳細では

ない。よって、⑥を開示したとしても、「弊害」が生ずるおそれはなく、開示は「相当」である。

以上のように考えて、検察官は⑥を開示した。

第3 設問3

- 1 検察官は、Cの証言により、争点のひとつである刺突行為を立証しようとしたものと考えられる。
- 2 そして、Cの証言は、要証事実との関係で内容の真実性が問題となるため、伝聞証拠にあたり、証拠能力が認められないのが原則である（320条1項）。
もっとも、Cの証言は、Aが人をナイフで刺したというAにとって不利益な内容であり、また、Aは任意にCに話したものであるから、324条1項、322条1項により、伝聞例外に当たり、証拠能力が認められる。
- 3 したがって、裁判所は、証拠排除決定をすべきではない。

第4 設問4

- 1 まず、勾留取消請求が考えられる。（87条1項）。
しかし、Aはまだ判決を控えており、勾留の理由、必要性がないとまではいえない。よって、上記請求は認められない可能性が高い。
- 2 次に、裁量保釈を求めることが考えられる（90条、88条1項参照）。
この点、89条1号に該当する事由があるため、同上の必要的保釈は認められないと考えられる。
しかし、いったん保釈請求は却下されているものの、すでに結審後のため、罪証隠滅のおそれはない、また、Aは父の葬儀という「社会生活上」の「事情」があるため、裁量保釈は認められる可能性がある。
- 3 また、Aの親族、保護団体において「委託」できる者がいれば、勾留の執行停止の申立て（95条）もすることができる。

以上